

雇用調整助成金の特例措置の今後のあり方と、バランスのとれた雇用政策について

令和2年11月18日
自由民主党政務調査会
雇用問題調査会

新型コロナウイルス感染症について、我が国は、国民の命を守り、医療提供体制や社会機能を維持していくために、4月7日に緊急事態宣言を行った。その後、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一丸となった取り組みにより感染者数が減少し、5月25日に緊急事態宣言を解除することができた。7月には再び感染者が増加したが、8月第1週をピークに減少に転じた。8月最終週以降、減少傾向に鈍化が見られた後、10月以降は再度増加に転じ、11月第2週には過去最多を更新しており、緊迫した状況となっている。

このように、感染防止に引き続き取り組む必要がある一方で、社会では「新しい生活様式」の定着が進み、徐々に社会経済活動のレベルが上がってきている。こうした一連の状況下での経済・雇用情勢等の動きをみていくと、以下のような特徴がある。

- ① 雇用情勢は厳しさがみられる。
- ② 経常利益は減少。特に運輸、宿泊、飲食などでは、赤字となっている。
- ③ 人口減少による人手不足感は継続。企業は雇用維持に積極的。

政府は、感染拡大の状況等を踏まえ、これまでに前例のない措置として、雇用調整助成金の特例措置等を設け、事業主の雇用維持を支援してきた。その結果、支給件数は170万件、支給総額は2兆円を超え、雇用調整助成金の活用により多くの雇用が守られているが、雇用調整助成金のサンプル調査をみると、「製造業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「運輸業」等での活用が多くなっている。

この特例措置については、

- 深刻な危機の中でも将来の事業を見据えた人材の確保のため、雇用維持を図ろうとする企業からは継続を望む切実な声がある。
- 一方で、休業が長期化することによる労働者の生産性・モチベーションなどの低下を懸念する声もある。

このため、雇用維持に引き続き取り組む中であっても、休業に対する支援と併せ、教育訓練等を通じた能力、モチベーションの維持や在籍出向等による他社での能力発揮の機会の確保等の支援に積極的に取り組むとともに、中長期的な雇用の確保を図り、全体としてバランスの取れた雇用対策を進めていくことが必要である。

また、事業の存続や新たな展開における人材面での支援を強化する観点からも、雇用調整助成金の効果的な活用とともに、人材の能力を最大限に引き出しながら働きがいを持って活躍してもらえようような方向性を基本としつつ、ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済構造、労働需要の姿に対応した新たな産業政策による経営基盤の強靱化を図り、雇用政策との連携の具体化を図っていくことが必要である。

こうした取り組みを通じて、雇用の維持を全力で図っていくことが重要である。

その際、雇用調整助成金の特例措置をはじめとしたこれまでの対応により、雇用保険財政の支出が大幅に増加していることを踏まえ、危機を確実に乗り越えるために必要な対策を思い切って行うことができる財源を確保することも重要である。

このため、以下提言する。

- 1 雇用調整助成金の特例措置等については、拡大が見られる現下の感染状況の中で、特に中小企業が置かれている状況も踏まえ、令和3年3月31日までの間、現行の特例を前提とした高い水準の助成措置により引き続き雇用を守ること。また来年度においても、足下の感染状況や、その経済・雇用情勢などへの影響に十分留意し、その状況をきめ細かく見極めつつ、産業政策と連携しながら雇用の維持が図られるよう適切に対応すること。
- 2 雇用調整助成金による出向や教育訓練に対する助成の積極的な活用を促進するため、より使いやすい仕組みとなるよう必要な見直しを行うこと。
さらに、生産性向上や人材の能力発揮を図りつつ、「新たな生活様式」を踏まえた事業展開に取り組む企業に対し、産業政策と雇用政策が連携して強力に支援していくこと。
- 3 大企業を中心に、自社に籍を残したまま他企業で就業する在籍出向や、兼業・副業を積極的に活用することで、雇用維持と労働力の活用を両立させようとする動きがある。政府は、こうした企業の取り組みが円滑に行われるよう、在籍出向におけるマッチング支援を行うとともに、活用できる職業訓練の支援策の周知を図ること。また、兼業・副業を行う場合の留意点などを企業に周知すること。
- 4 我が国の産業構造は、地域によって大きく異なるものとなっており、地域の特性に合った対策が不可欠である。地方自治体においても、自らの地域の特性に応じた産業・雇用対策を行う向きもある。政府は、地方自治体の取り組みを支援すべく、地方自治体の計画に応じて柔軟に活用できる支援策を検討すること。また、地域における雇用対策に関して、各企業に十分に浸透するよう経済団体を通じた周知を図るとともに、都道府県労働局やハローワークと地方自治体が連携して取り組むこと。さらに、都市部から地方への人材還流にも取り組むこと。
- 5 新型コロナウイルス感染症の影響は、産業的な特性もあり、パート・アルバイトを中心とした非正規雇用労働者や女性にとって、大きなものになっている。政府は、事業主から申請に当たって必要な協力が得られるよう、休業手当を受け取れない中小企業の労働者に対して新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金の適切な周知を図ること。また、非正規雇用労働者を含め新型コロナウイルスの影響により離職した方々の、希望に応じた円滑なマッチングを図るため、介護など

の分野やITの活用に資する職業訓練を強化するとともに、特に困難な状況に置かれやすい女性に対する再就職支援にもしっかりと取り組むこと。さらに、非正規雇用労働者の処遇改善に向け、同一労働同一賃金の取り組み等をさらに進めること。

- 6 新卒者等をめぐる就職環境が厳しい状況にある中、第二の就職氷河期世代を作らないためにも、新卒者及び3年以内の既卒者に対して、個別の状況に応じたきめ細かな就職支援に取り組むこと。特に、若者の地域への定着に取り組む地方自治体との連携による地元企業への就職支援を進めること。
- 7 「新しい日常」に対応した働き方を進めていくためには、IT技術を活用し、仕事をデジタル化し、テレワークを進めていくことが重要である。政府は良質なテレワークの普及に取り組むこと。また、ポストコロナの長期的な日本社会を考えると、人口減少に伴う人手不足に対応していくことが必要である。男女がともに、仕事と家庭を両立し、離職することなく就業を継続できるような環境を整えること。
- 8 エッセンシャルワーカーをはじめとする全ての労働者の感染を防止するため、冬期における感染対策の留意事項を労使団体を通じて周知するなど、職場の感染防止対策に取り組むこと。
- 9 小学校休業等対応助成金、母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等については、感染状況等を踏まえつつ、適切な対応について検討すること。
- 10 雇用対策の実行にあたっては、しっかりとした財源の裏付けが必要となる。コロナ禍の中で、我が国は、社会経済活動を回復から成長につなげていくための重要な局面にあるため、雇用保険事業について、失業等給付の支給や雇用対策の実施に支障が生じないように、一般会計からの必要な対応を含め、安定的な財政運営を確保すること。

(以 上)